

武雄市の教育

令和3年度



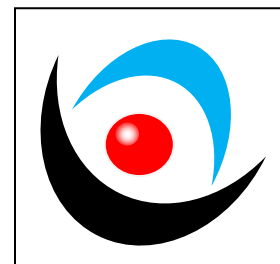
武雄市教育委員会

目 次

◇ はじめに	1
◇ 令和3年度 武雄市教育の基本方針	3
基本目標Ⅰ 乳幼児期からの子どもたちの知・徳・体を高く調和させる教育の推進	7
基本目標Ⅱ 市民一人ひとりの生きがいを高める生涯学習の推進	10
基本目標Ⅲ 明日につながる伝統文化の継承と多彩な文化の創造	11
基本目標Ⅳ 豊かな学びを支える教育環境と子育て環境の整備	12
基本目標Ⅴ 郷土愛の醸成と協働する市民総参加による教育の推進	14
施策の体系	16
令和3年度 教育委員会予算総括表	17
◇ 具体的施策	
基本目標Ⅰ	18
基本目標Ⅱ	21
基本目標Ⅲ	24
基本目標Ⅳ	25
基本目標Ⅴ	28
◇ 資料編	
教育委員会	30
教育・保育・貧困	38
学校教育	43
生涯学習	49
武雄市文化会館	53
文化財	59
武雄市図書館・歴史資料館	65

表紙説明

表紙のマークは、「たけお教育の日」のシンボルマークです。教育 (Education) の「E」と武雄 (Takeo) の「T」を組み合わせ、両手を広げて子供を受け止める姿を表現しています。



「たけお教育の日」とは・・・

学校・家庭・地域の連携・協力のもと、地域の宝としての子どもたちとともに市民一人ひとりが学び合い、支え合い、高め合い、温かくたくましい教育のあり方を考えていく契機とする日として制定しています。

令和2年度からは「10月第2日曜日」(キッズウィーク期間)を「たけお教育の日」としています。

はじめに

教育基本法には、教育の目的として「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行なわなければならない。」とうたわれています。

今日、ICT 化の進展やグローバル化により社会には様々な情報があふれ、さらには地球規模での環境問題や温暖化による異常気象、また、少子高齢社会の進行など家族・地域を取り巻く環境や価値観などライフスタイルが大きく変化しています。それに伴って、人間関係や地域における連帯意識が希薄化し、これまで家庭や地域で培ってきた教育力が低下しつつあるといわれています。また、学校教育においても、学力の向上は最重要課題であり、不登校やいじめ、問題行動のほか、学校での暑さ対策や通学路における安全の確保等多くの課題を抱えています。

さらには、昨年からの新型コロナウイルス感染症の流行拡大により「新しい生活様式」が提唱され、マスク着用や手指消毒のほか3密の回避など日常生活や社会経済活動は、大きく変化しました。

これを受けて、教育現場や公民館活動、文化活動など様々な場面で感染症対策を講じながら、武雄市の教育の推進に努めてきました。

このような子どもたちを取り巻く現状を踏まえ、子どもの「生き抜く力」を育てていくため、武雄市では、国が令和元年度に新たに打ち出した令和5年度までに小中学校児童生徒への1人1台の学習用端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するという「GIGA スクール構想」について、令和2年12月をもって学習用端末などの更新が終了しました。端末の新たな活用として、コロナ禍での自宅と学校を結んだオンライン授業の取り組みなどを行いました。

また、平成27年度にスタートした「官民一体型学校」については、令和2年度ですべての小学校が開校しました。2年度は、コロナ禍のため地域の方との十分な連携や交流ができない状況ではありましたが、引き続き官と民の活力を相乗的に活かした教育の在り方を積極的に模索していきます。

さらに、国が推進する「働き方改革」により、教職員の時間外勤務の縮減や、キッズウィークによる長期休業日の分散化等、制度の変化に対応していきます。

武雄市の教育には、一人ひとりが豊かな人間性を培い、生涯にわたって自ら学ぶ意欲を養うなど、生き抜く力を育むとともに、進展する社会に創意を持って対応し、文化の創造や産業の振興など社会や地域の発展に貢献できる心身ともにたくましい市民を育成することが求められています。

もともと、武雄市における教育の振興は、教育理念や制度の確立、具体的施策の拡充だけでは達せられるものではなく、教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園等）・学校・家庭・地域がそれぞれの教育力の向上を図り、社会を挙げて教育に取り組むことで、初めて実効あるものとなります。

そのため、教育の推進にあたっては、

- ・教育・保育施設は、乳幼児期の心身の健全な発達を育み、集団生活を通して他者との関わりや、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在としての認識を育むものとする。
- ・学校は、教育の専門機関として、確かな学力の定着や心と体の育成など、自立した個人として実社会・実生活を生き抜く基礎となる資質・能力を育むものとする。
- ・家庭は、教育の出発点として、基本的な生活習慣や社会における規範意識など、学校生活、社会生活などで求められる基礎的な素養を育むものとする。

・地域は、人間性・社会性などを幅広く育む場として、多様な人材や資源を活かして学校や家庭での教育を支援するとともに、さまざまな教育・学習活動の機会を提供するものとする。

との基本的な役割分担のもと、教育・保育施設・学校・家庭・地域が相互に連携しつつ、社会全体で教育的風土の醸成を進め、“どの子ども育つ”「未来を担うすべてのこどもを主人公に」心の通った市民総参加による教育のまちづくりに努めます。

折しも世界では、2030年までに達成する目標としてSDGs（持続可能な開発目標）を掲げています。目標達成に向けてすべての人に公平で質の高い教育の提供や子どもの貧困対策等に取り組みます。

また、令和元年8月の豪雨災害を受けて、創造的復興プランの「被災前よりも一人ひとりが幸福を実感できるまち」を目指し、引き続き防災意識の向上に努めます。

さらに、令和4年秋には九州新幹線西九州ルートが暫定開業し、通学や通勤範囲の拡大、人やモノの交流はますます活発になることが予想され、これまで以上に武雄の歴史や良さを知ってもらい、武雄に住んでもらうための「ふるさと教育」が重要になります。そのため、さらなる郷土愛の醸成に取り組み、武雄の未来を担う人材を育てる環境づくりに努めます。

令和3年4月

武雄市教育委員会



武雄市教育の基本方針

1. 武雄市教育を取り巻く現状と課題

- ・ 幼児期の発達は、連続性を有するものであるとともに、一人ひとりの個性差が大きいものであることに留意しつつ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要です。
- ・ 学校教育では、子どもたちが、自ら考え、意見や目標を持ち行動できる力、すなわち「生き抜く力」を育むことが求められています。そのためには、基礎的・基本的な知識・技能を修得させ、確かな学力を身につけさせる必要があります。

また、規範意識、道徳心の低下、人間関係の希薄化など心に関わる問題が多くなってきており、豊かな人間性や社会性を育む心の教育の充実が望まれています。

さらに、様々な活動に参加したり、学んだりするための基礎となる健やかな身体を育むとともに、食育の充実や基本的な生活習慣の定着を図ることも重要です。
- ・ いじめ等の問題行動や不登校などの社会問題に対応するため、学校・家庭の連携のみならず、地域や関係機関との連携強化を進め、児童生徒が抱える問題の解決に努める必要があります。
- ・ GIGA スクール構想の推進では、ICT を活用したオンライン授業や登校できない子どもたちへの ICT 活用など活用の幅が広がっています。最も効果的な方法を研究し、個別最適化された学びを実現させ、全ての子どもたちの可能性を引き出していく必要があります。
- ・ ICT 化の進展により利便性が向上した反面、インターネットの掲示板や携帯電話のメール・ライン等によるトラブルも増加しています。瞬時に世界中に拡散する情報は、高い危険性を示しています。子どもたちが ICT を適切・安全に使いこなすことができるよう、早いうちからの情報モラル教育は必須です。
- ・ 障がいのある子どもたちが、一人ひとりのニーズに応じたきめ細やかな支援を受け、自立と社会参加ができる力を身につけるよう、特別支援教育の充実と福祉部局との連携、切れ目のない伴奏型の支援を図る必要があります。
- ・ 生涯学習では、社会構造や価値観が大きく変化し続ける現代社会において、いかに豊かで充実した人生を送ることができるかが、大きな関心事となっています。市民がそれぞれの生活にフィットした生きがいつくりに取り組むことのできる環境整備が求められています。
- ・ 令和元年 8 月の豪雨災害では、改めて自助・共助が再認識されました。そのためには、防災力の向上が重要であり、学校や公民館等での「防災教育」に取り組みます。
- ・ 武雄市には、歴史や風土に育まれた多様な文化や伝統、さらに学術的に価値の高い遺跡や歴史上重要な資料が数多く残されています。文化財を保護・整備・活用し、地域の文化・歴史を学び、次世代への継承と「郷土を愛する心」を醸成する必要があります。
- ・ 文化活動の拠点施設としての文化会館及び周辺エリアの機能や方向性を検討するために、「文化のまちづくり構想」の策定に取り組みます。
- ・ 子どもたちが安心して生活できる環境づくりのため、「地域の子どもは地域で育てる」の視点の下、教育・保育施設・学校・家庭・地域社会が一体となった取り組みを進める必要があります。そのためには、学校が地域の核となり、地域と共にある学校づくりが必要です。
- ・ 子どもの貧困は、放置すると社会全体の停滞を招く重大な社会問題です。

貧困の連鎖を断ち切り、どんな境遇や環境であっても夢と希望をもって成長できるよう長期的・継続的に取り組むことが重要です。

- ・ 教育・保育施設・学校施設については、子どもたちにとって一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、安全で安心な教育環境の整備が重要です。

また、地域住民の様々な活動や災害時の応急避難場所としての機能も果たせるよう計画的な整備を進める必要があります。

- ・ 子どもたちが、自分が生まれ育ったふるさとを誇りに思い、「武雄に帰ってきたい」、「武雄に住み続けたい」、「武雄で子どもを育てたい」と将来思うような「ふるさと教育」「郷土愛の醸成」に取り組み、教育・保育施設・学校・家庭・地域・諸機関・事業所など市民を挙げて、今後の武雄市を担う世代を育成していくことが重要です。

2. 武雄市教育大綱（計画期間：令和元年度から令和4年度まで）

令和元年7月に市長部局と教育委員会が協議・調整を行い、新しい「武雄市教育大綱」を策定しました。この大綱の期間は令和元年度から令和4年度までの4年間です。

教育大綱：「組む」 基本理念：未来を担うすべてのこどもを主人公に

教育大綱「組む」

前計画期間（平成27年から30年まで）の4年間で作った土台を活かし、さらに磨きをかけて、広い範囲に繋げていきます。

指針①「地域社会と人づくり」

産学官民の様々な人との関わりを通じ、互いに助け合い、人を思いやる心を養います。また、地域の文化・歴史を学び、地域の良さを互いに共有し合うことにより、郷土を愛する心を育てます。

指針②「こどもにやさしいまちづくり」

どんな境遇や環境にも左右されることなく、子育て世帯が安心して生活できる環境、支援を進め、ライフステージに応じた切れ目のないサポートを通じ、子どもの笑顔を育む武雄市を目指します。

指針③「夢の実現と生き抜く力」

先進的な教育の推進、体験活動や英語教育、多文化のふれあいを通じて、互いに学習・活動していく中で、共に自立し、将来に希望を持って行動できる力を培います。

指針④「健康で充実した生活」

心身の健康増進・体力の向上のために、食生活の正しい知識の習得と、スポーツに対する垣根を低くし、気軽にスポーツを楽しめ、生きがいを持って生活ができる環境づくりを行います。

3. 基本目標

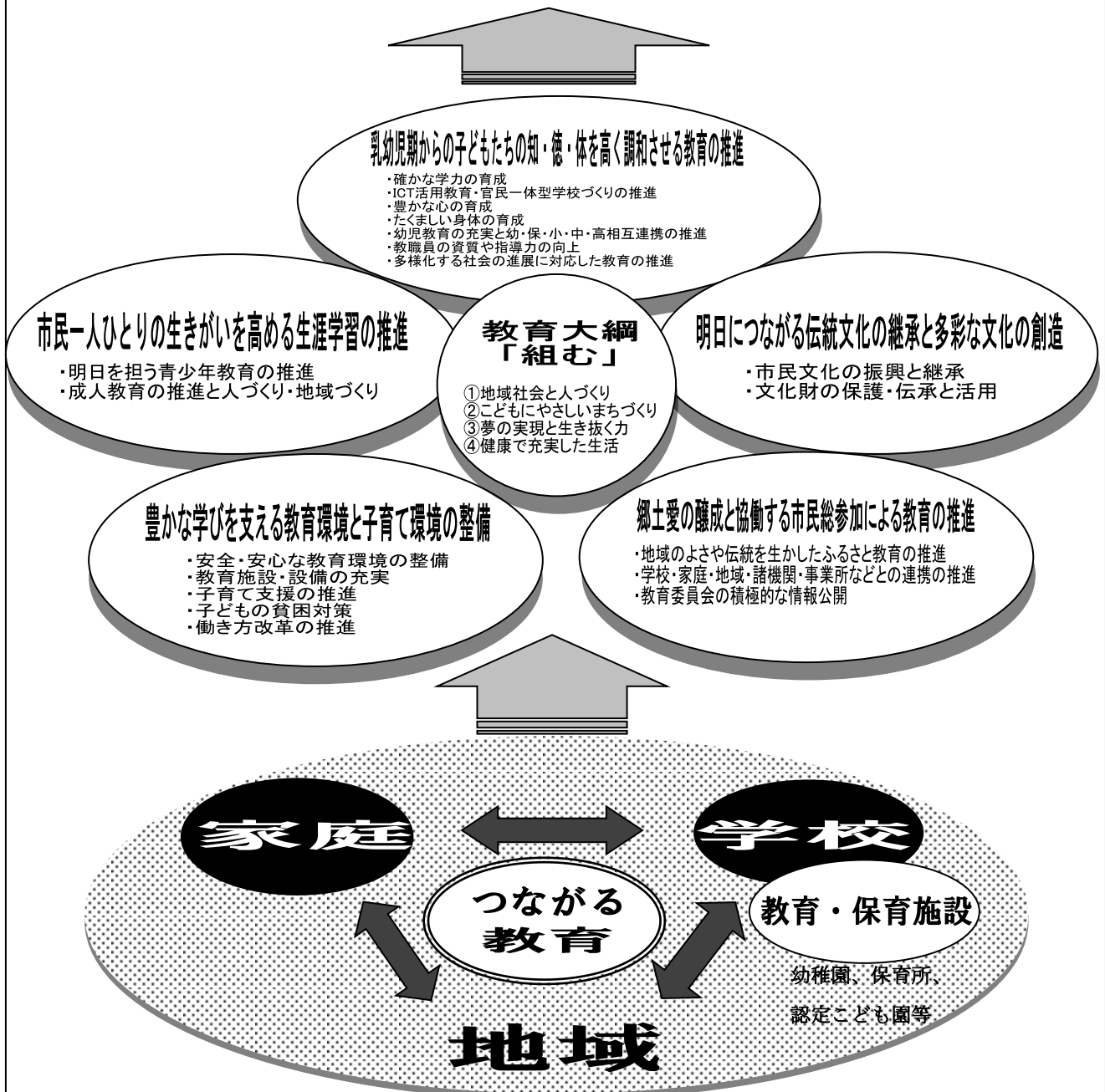
武雄市教育の現状・課題、及び武雄市教育大綱「組む」・基本理念・指針①～④を踏まえ、武雄市教育委員会では、次の5つの項目を基本目標として定め、教育の振興に取り組みます。

<<基本目標>>

- I 乳幼児期からの子どもたちの知・徳・体を高く調和させる教育の推進
- II 市民一人ひとりの生きがいを高める生涯学習の推進
- III 明日につながる伝統文化の継承と多彩な文化の創造
- IV 豊かな学びを支える教育環境と子育て環境の整備
- V 郷土愛の醸成と協働する市民総参加による教育の推進

～どの子も育つ～

未来を担うすべてのこどもを主人公に



教育・保育施設は、幼児期の心身の健全な発達を育み、集団生活を通して他者との関わりや、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在としての認識を育むものとする。

学校は、教育の専門機関として、確かな学力の定着や心と体の育成など、自立した個人として実社会・実生活を生き抜く基礎となる資質・能力を育むものとする。

家庭は、教育の出発点として、基本的な生活習慣や社会における規範意識など、学校生活、社会生活などで求められる基礎的な素養を育むものとする。

地域は、人間性・社会性などを幅広く育む場として、多様な人材や資源を生かして学校や家庭での教育を支援するとともに、様々な教育・学習活動の機会を提供するものとする。



乳幼児期からの子どもたちの知・徳・体を高く調和させる教育の推進

「知」とは、知識や技能はもちろん、学ぶ意欲や、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に行動し、よりよく問題を解決する資質や能力等を含めた「確かな学力」です。

「徳」とは、豊かな心・豊かな人間性を身につけることです。園児・児童生徒が友達や教師とともに学び合い、活動し、自分がかけがえのない一人の人間として大切にされ、頼りにされていることを実感でき、存在感と自己実現の喜びを味わえるよう取り組みを進めていきます。

「体」とは、健やかな身体です。健康や体力は、知性を磨き、知力を働かせて活動していく源であり、「生き抜く力」の極めて重要な要素です。

この、「知」「徳」「体」を高く調和させる教育を推進します。

また、令和2年度に小学校、令和3年度に中学校と、順次実施される新しい学習指導要領に対応できるよう、体制づくりを行っていきます。

【重点事項1】確かな学力の育成

確かな学ぶ力を育むために、児童生徒一人ひとりの状況を知り、指導方法の工夫・改善に努め、保護者や市民と手を携えて、学力の向上を目指します。また、スマイル学習（武雄式反転授業）を活用し、家庭学習習慣の定着を目指します。

新学習指導要領に伴う英語授業の増により、ALT（Assistant Language Teacher の略、外国語指導助手）と連携し、生きた英語に触れる機会を拡充します。

- 学力の現状把握と指導の充実、土曜日等の効果的な活用
- 家庭学習習慣の定着
- 外国語教育の推進

【重点事項2】ICT活用教育・官民一体型学校づくりの推進

学習用端末や電子黒板等のICTを活用した教育において、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の充実に向け、授業改善を行い、これからの時代に求められる資質・能力の向上に繋がります。

官民一体型学校づくりでは、公立学校という「官」のシステムに、「民」のノウハウや活力を融合させた新しいスタイルの学校づくりを推進します。地域と連携し、地域に根付いた学校の在り方・スタイルを進めていきます。

- ICT機器を活用した教育の充実
- 全小学校での花まる学習の推進

【重点事項3】豊かな心の育成

豊かな心を育むために、道徳教育やボランティア活動、自然体験・社会体験などの体験活動の充

実を図ります。学校・家庭・地域社会・関係諸機関が連携し、不登校やいじめ、問題行動等への対応と相談体制の充実を図ります。また、情報モラル教育を推進します。

人権・同和教育、男女共同参画、LGBT（注1）、特別支援教育を積極的に推進するとともに、地域の実態や特性を生かした学校づくりにも取り組みます。

性や薬物に関する知識や理解を深め、心身ともに健康でいられるよう保護者、地域と一緒に頑張って健康教育に取り組みます。

- 道徳教育の充実
- 不登校やいじめ、問題行動への対応と相談体制の充実
- 人権・同和教育の充実
- 特別支援教育の推進
- 読書活動の推進

注1) LGBT: セクシャルマイノリティ（性的少数者）の総称のひとつ

【重点事項4】たくましい身体の育成

たくましい身体を育むために、基本的な生活習慣の定着と「食」の大切さの理解を深める教育を推進します。また、運動に親しみ、体を鍛えることを奨めるとともに、健康で安全な生活を送ることの大切さを理解させていきます。

- 基本的生活習慣の定着
- 健康教育の推進
- 食育の推進
- 体力・生涯体育の基礎づくり

【重点事項5】幼児教育の充実と幼・保・小・中・高相互連携の推進

幼稚園・保育所・認定こども園等が、全ての子どもが健やかに育つよう、発達段階に応じた質の高い教育を提供できる環境を整備します。

更に、乳幼児期から小中高までの教育のつながりを充実させます。幼・保・小・中・高の相互の恒常的で双方向的な連携を実施し、小学校1年生にみられる「小1プロブレム（注2）」、中学校1年生での「中1ギャップ（注3）」の改善・解決に力を入れていきます。

- 教育・保育の充実
- 幼・保・小・中・高相互連携の推進

注2) 小1プロブレム: 基本的生活習慣を身につけないまま入学する子どもたちによって集団生活や授業が成立しない状況

注3) 中1ギャップ: 中学校に進学した際、環境の変化等に対応できない子どもが引き起こす問題行動の総称

【重点事項6】教職員の資質や指導力の向上

教職員の意欲と力量を向上させるために研修を充実させます。子どもと向き合う時間の確保、心身の健康保持・増進に努め、学校長のリーダーシップのもと、今日的課題の解決を図ります。

広い教養と深い教育的愛情や高い指導力を身につけた人間性豊かな教職員の育成を図り、資質の向上に努めます。

- 教職員研修の実施
- 服務規律の保持・徹底とメンタルヘルス対策の強化

【重点事項7】多様化する社会の進展に対応した教育の推進

情報化、国際化など、現代の社会の進展に的確に対応できる基礎的な力を育み、SDG s（持続可能な開発目標）への取り組み等、時代が必要とする人材の育成に努めます

- ユニバーサルデザイン教育の推進
- 環境に配慮した教育の推進
- 発達障がい児・者への支援



市民一人ひとりの生きがいを高める生涯学習の推進

生涯にわたって、いつでも自由に学習機会を選択し、一人ひとりが学ぶことによって、自立した豊かで生きがいのある生活を送ることができるよう、また健康に生活できる時間（健康寿命）が延伸できるように取り組みます。

そのために、学校・家庭・地域社会が相互に連携しながら、それぞれの立場から実践を促していく生涯学習のまちづくりを進めます。

【重点事項1】明日を担う青少年教育の推進

青少年が社会の目まぐるしい変化の中で自分を見失わず、思いやり、自立心、正義感などをもった豊かな人間性に支えられ、主体性・創造性をもって人生を歩むことができるよう、学校、家庭、地域が一体となった取り組みや体験学習等を通じたリーダー育成事業を通して、心身ともに健全でたくましい、豊かな人間性を持った人材を育成します。

- 青少年育成事業の推進
- 体験学習の機会提供と支援
- 青年期における学習・活動の機会拡充

【重点事項2】成人教育の推進と人づくり・地域づくり

市民のニーズを反映したまちづくり出前講座や各地域の特色を活かした公民館講座、サークル活動や高齢者の学びの場など学習機会を提供し成人教育を充実します。また、多世代交流、多文化交流による幅広い方々の参画、防災教育による地域防災力の向上など地域連帯感の醸成に努めます。

人権教育においては、市民一人ひとりが人権・同和問題について正しい理解・認識を深め差別のない明るく住みよいまちづくりを目指します。

また、図書館・歴史資料館等を拠点として、あらゆる世代の人たちが気軽に様々な知識を身につけ、教養を高められる学習環境づくりに取り組みます。

個々の芸術・文化活動は、そのまちの個性やイメージを形成する重要な要素ともなり得ることから、その活動を支援します。地域の文化・歴史を学び、次世代への継承と子どもたちの「郷土を愛する心」を育む教育を推進します。

- 学習機会の提供
- 地域連帯感の醸成
- 人権尊重社会の形成
- 図書館・歴史資料館のサービスの充実
- 重要文化財等企画展の充実



明日につながる伝統文化の継承と多彩な文化の創造

芸術文化活動については、芸術・文化とのふれあい、創作活動への参加など、市民の鑑賞・創造・参加の機会を充実し、それらの活動を積極的に支援します。

また、地域の自然や風土の中で育み継承してきた多様な文化や資源を保存・継承、育成し、まちの個性豊かな文化活動を支援するとともに、芸術文化の振興、文化財の保護・活用、文化交流の推進に努め、魅力ある市民文化の創造を目指します。

【重点事項 1】市民文化の振興と継承

歴史や風土に育まれた多様な文化や伝統を守り、さらなる発展と向上を図るとともに、自ら参加し創造する文化活動の育成・支援を行います。

また、優れた芸術文化を鑑賞する機会の提供や、市民が参加し創造する文化の振興に取り組みます。さらに、子どもたちの豊かな人間性や多様な個性を育むため、優れた芸術文化にふれ、豊かな情操を養い、実践する機会を積極的に提供します。

文化活動の拠点施設としての文化会館及び周辺エリアの機能や方向性を検討するために、「文化のまちづくり構想」の策定に取り組みます。

- 文化活動の育成・推進
- 文化のまちづくり構想の策定
- 芸術文化事業の充実

【重点事項 2】文化財の保護・伝承と活用

武雄市には、学術的に価値の高い遺跡や歴史上重要な資料等の文化財が数多く残されており、これら文化財の保護・整備・活用を行います。

地域に根ざした民俗芸能の継承と発展を支援し、武雄らしい風土（歴史的環境）を守るとともに、ふるさとの誇りや郷土愛につなげます。特に史跡おつぼ山神籠石においては、史跡の価値を高め、確実に保存継承していくために、保存整備計画に基づいた整備を進めます。

また、国重要文化財に指定された武雄鍋島洋学家関係資料は、武雄市が誇れる歴史資料であり、文化庁の指導のもと、保存活用計画の策定に取り組みます。

市民自らが文化財に対する理解を深める文化財保護思想の醸成・高揚を図り、土地開発と埋蔵文化財の保護との調整に努めます。

文化財の活用として、武雄における古陶磁の調査研究・活用を推進する古武雄再発見プロジェクトの具体的事業として、陶片を中心とした出土遺物の再整理に取り組み、その成果を様々な形で活用します。

- 国・県・市指定史跡等の環境維持と活用
- 無形民俗文化財の支援と発表会の場の充実
- 開発と埋蔵文化財保護との調整
- 史跡おつぼ山神籠石の整備
- 文化財資料の調査と保護
- 出土遺物再整理事業の推進

IV

豊かな学びを支える教育環境と子育て環境の整備

子どもたちの健やかな成長のために、安全・安心な教育環境のもと、学校・家庭・地域社会が一体となって、教育と子育てに取り組みます。また、誰もが安心して学べる教育環境づくりに努めます。

【重点事項1】安全・安心な教育環境の整備

安全・安心な子育て環境を充実させるため、教育委員会・学校・家庭・地域が一体となった教育環境を整備します。

情報モラル育成教育の充実、家庭・地域社会への啓発活動を行いながら、子どもが安心して生活できる環境づくりを行います。

また、想定にとらわれない危機予測・回避能力を身につけさせるよう安全教育の充実を図ります。

●安全・安心な環境づくり

●安全教育の徹底

【重点事項2】教育施設・設備の充実

学校施設は、子どもが安心して快適に過ごすことができ、地域住民の様々な活動や災害時の応急避難場所としての機能も果たせるよう計画的な整備を進めます。また、既存の施設についても、定期的に危険箇所や劣化の状況などを点検し、教育環境の整備・向上に努めます。

公民館や図書館などの社会教育施設についても、誰もが快適で利用しやすいものとなるよう、ユニバーサルデザインに配慮した施設づくりに努めます。

また、すべての教育施設について、アセットマネジメントによる施設管理計画を推進していきます。

さらに子どもたちや教職員が使用する学習者用端末やパソコン等の情報端末については、通信環境を含め、定期的な更新を行います。

●安全・安心な学校づくり

●安心して学べる快適な社会教育施設づくり

●アセットマネジメントの推進

●ICT機器等の教育環境の整備・充実

【重点事項3】子育て支援の推進

地域で子どもを見守り、安心して子育てが出来る環境を整備し、保護者の養育支援、就労等との両立を支援します。また病児・病後児保育事業の認知度・利用度を向上していきます。

乳幼児期からの豊かな心を醸成する教育を推進し、こども図書館や子育て総合支援センターの充実を図ります。また、子育て世代包括支援センター事業を推進し、妊娠期から切れ目のない支援を実施します。さらに潜在保育士の発掘や就労補助、保育者のための研修を行い、人手不足解消や保育者の質の向上を目指します。

放課後児童クラブの施設についても、武雄市放課後児童クラブ施設整備方針に基づき、安心して児童が通える場を提供します。

- 子ども・子育て支援事業の充実
- 乳幼児期からの地域との絆づくり
- 保育環境の充実
- 病児・病後児保育の充実
- 放課後児童対策の推進
- 子育て世代包括支援センター事業との連携

【重点事項4】子どもの貧困対策

未来を担う全ての子どもたちが、その生まれ育った環境に左右されることなく、夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指します。貧困の連鎖を断ち切るために必要な施策を長期的かつ継続的に取り組みます。

子どもの成長段階にあわせた伴走型支援を充実し、妊産婦や乳幼児、小学生などの早い段階から支援を行うことにより、家庭の抱える問題の解決や予防を推進します。

「武雄市子どもの未来応援計画(2期計画)」の策定により更なる支援充実に向けて取り組みます。

- 子どもの未来応援計画の推進
- 伴走型支援の充実
- 就学支援の推進

【重点事項5】働き方改革の推進

「働き方改革」に伴う長期休業日の分散化として、学期の間に設定した「キッズウィーク」の啓発・実施に向け、市長部局と連携し、推進していきます。

また、学校における、教職員の時間外勤務の縮減を目指します。その一環として、部活動における活動時間や休業日の実施の徹底を目指します。

- キッズウィークの推進
- 学校における業務改善計画の推進



郷土愛の醸成と協働する市民総参加による教育の推進

学校・家庭・地域の連携・協力のもと、地域の宝である“たけおっ子”とともに市民一人ひとりが学び合い、支え合い、高め合い、温かくたくましい教育のあり方を考える日として、10月第2日曜日（※令和3年度は令和4年1月30日）を「たけお教育の日」と定め、子どもたちが、生まれ育った武雄市の歴史や文化を学び郷土を愛する心を醸成するとともに、子どもたちがともに、学んだこと、感じたことなどの発表の場を創ることにより、将来への希望や目標を持ち、達成しようとする心を育むことができるよう、教育委員会全体で取り組みます。

保護者やPTA・育友会、地域の各機関や団体が連携した一体的な学校経営が伝統的に展開され、学校への支援がなされてきました。この地域の教育力を得たダイナミックな教育活動が求められており、学校教育への支援にとどまらず、次代を担う青少年の育成にも市民が協働していく気運を高めていきます。

また、学校単位で設置された地域学校協働本部の活動を、学校、地域、公民館等が共に連携していく仕組みを構築し、持続可能な地域社会を育みます。

市民挙げての武雄市教育を推進するためには、教育委員会と市民の皆さまとの情報の共有化が必要です。そこで、教育委員会ホームページなどを利用して、積極的な情報公開を行い、より地域に密着した教育委員会活動の推進を図ります。

【重点事項1】地域のよさや伝統を生かしたふるさと教育の推進

武雄市を誇りに思い、郷土を愛する気持ちを育てるために、地域の「人」「もの」「伝統行事」「自然」「歴史」「産物」などについて、あらゆる機会を通じて学ぶことを積極的に推進していきます。

また、これらを通じて地域の活性化・教育力の向上に努めます。

さらに、「武雄に帰ってきたい」、「武雄に住みたい」と将来思えるよう、市長部局と連携した施策に取り組みます。

- 地域を生かした教育活動の推進
- 地域に根ざした学校運営の推進
- 地域文化の継承と文化財保護意識の高揚
- 教育と産業が連動した施策の推進

【重点事項2】学校・家庭・地域・諸機関・事業所などとの連携の推進

学校は、地域学校協働本部や公民館と連携し、地域の皆さまや関係機関、施設などとの連携や交流を図りながら、開かれた学校づくりに努めます。

学校運営協議会を活用し、学校運営や教育活動など保護者や地域の皆様の意見が反映できる強固な協力体制を築きます。

市内の企業・事業所や各種団体・グループからの支援をお願いし、子どもの育みに関わる協働意識の高揚に努めます。

また、市内外の企業・事業所などの理解と協力を得て、キャリア教育を推進し、子どもたちが、主体的に進路選択ができる力を育てていきます。また、問題解決能力向上や探求活動を刺激する起業家教育を進めていきます。

- 学校教育活動の公開
- 地域学校協働本部との連携
- コミュニティ・スクールの推進
- キャリア教育の推進

【重点事項3】教育委員会の積極的な情報公開

教育委員会や各町公民館などが行う事業のタイムリーな情報発信、教育委員会会議の内容及び前年度の評価結果など、積極的に情報を公開します。

- 教育委員会の会議の公開
- 公民館活動の積極的な公開
- 教育委員会の点検評価